

2009年(平成21年)7月7日 火曜日

Q 親せきの息子が証券会社に就職することになり、2年前に身元保証人になりました。当初は総務と聞いていましたが、この春、営業職に変わりました。顧客に金融商品の勧誘等も行うということなので大きな責任を負うことにならないか心配です。身元保証人をやめることはできないのでしょうか。

## 雇用契約の身元保証やめられる?

す。

# あれこれ 法律

身元保証は、保証人が不当に重い責任を負うことのないように、「身元保証二閑スル法律」が規定されています。同法により、期間の定めのない身元保証契約の存続期間は原則とす。身元保証は、保証人を定める場合でも5年を超えることはできません。また、使用者は①労働者に業務上不適任や不誠実な事柄があつて身元保証人の責任が発生しそうな場合②労働者の任務や任地を変更して3年となり、期間を定める場合でも5年を超えることはできません。

「任務変更」なら可能

したために身元保証人 ません。  
の責任が重くなつた お尋ねの場合です  
り、労働者の監督が困 が、あなたが身元保証  
難となつた場合には、 人になつた人は、当初  
通知しなければなりま 総務部でしたが営業部  
せん。また身元保証人 り、証券会社であるこ  
がこのような事実を知 とも加味すると、上記  
ったときは、身元保証 ②の「任務または任地」  
契約を解約することが が変更し、身元保証人  
できます。  
身元保証人が責任を の責任が重くなつた場  
負う場合にも、使用者 合にあたると考えま  
側の監督の過失等を考 す。従つて、会社に対  
慮して責任の有無や負 を告知して、身元保証  
担額が判断されるの し身元保証契約の解約  
で、必ずしも使用者が をやめることができ  
被つた全損害について を考えます。  
負担するわけではあり 郎)  
(弁護士 松田健太